

涸沼

ひめま

茨城県銚田市、茨城町、大洗町



①西から見た涸沼全景



[登録番号] 2232

[登録年月日] 2015年5月28日

[面積] 935ha

[湿地のタイプ] Q:永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 2、4、6

湿地の概要

涸沼は関東北部、茨城県の太平洋岸、大洗海岸から5kmほど内陸にある湖で、銚田市、茨城町、大洗町の3市町にまたがる関東地方最大の汽水湖である。干満の影響により、水位は40cm前後変動する。涸沼には、那珂川の支流である涸沼川が北西端から流入し、涸沼の東北端から出た涸沼川は、再び那珂川に合流し、約10km先の太平洋とつながっている。約6,000年前には海の入り江だったが、気

温が下がるにつれ海面が後退し、さらには那珂川の自然堤防によって下流に土砂が堆積し、涸沼川の下流が海と切り離されてできた海跡湖で、面積935ha、平均水深2.1m、最大水深約6.5mの東西に細長い形をしている。

平坦な関東平野の水田地帯に位置し、満潮時には、海から那珂川を介して涸沼川へと海水が遡って沼に入り込み、海水と淡水が混じり合う汽水環境が形成される。



湿地にかかわる動植物

涸沼では、場所によって塩分濃度が異なるため、汽水性、海水性、淡水性のさまざまな生物が生息している。昔から豊かな生物多様性を利用した漁業が盛んで、ヤマトシジミ、マハゼ、ワカサギなどの水産物、特にヤマトシジミは涸沼の特産物として涸沼の漁業を今も支えている。

茨城町の天然記念物に指定されている汽水性のイトトンボで、絶滅が危惧されているヒメマイトトンボの生息するヨシ原や、あまり見られなくなったタコノアシ、

オオクグ、ミズアオイなどの植物が現存することでも知られている。

涸沼では、これまでの調査で、88種以上の鳥類が確認されている。冬にはマガモ、スズガモなどのカモ類が多く越冬し、特にスズガモは、東南アジア地域個体群の個体数の1%を超える5,000羽程度が毎年飛来し、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。2014年11月1日に国指定涸沼鳥獣保護区及び同涸沼特別保護区として指定された。



②スズガモの群れ



③ヒメマイトトンボ

保全・管理の取組

涸沼の自然環境の保全と賢明な利用を図るため、涸沼ラムサール条約推進協議会が涸沼の魅力を伝える活動、水鳥・湿地センターの誘致、野鳥観察会や外来植物除去活動等を実施している。

また、涸沼の保全・再生、ワイズユース（賢明な利用）、交流・学習等を推進し、観光及び地域振興を図るため、ラムサール条約登録湿地ひぬまの会が茨城町、鉾田

市、大洗町及び関係団体により設立され、ホームページの運用、ボランティアガイドである涸沼ラムサールネイチャーガイドの育成や啓発品の作成などを実施している。

その他、さまざまな団体、学校や企業が、一斉清掃や水質浄化キャンペーンに取り組むなど、涸沼の保全・再生やワイズユースの推進のため活動している。



④野鳥観察会



⑤シジミ漁の様子



⑥涸沼竿

ワイズユースの取組

涸沼にはその豊かな魚類相を背景に、その資源を守るため、種によって漁獲サイズや捕獲時期の制限等の取り決めがある。シジミ漁では、専用の漁具を用い、厚さ12mm以下の稚貝は落ちる仕組みとなっている。その他、針も網もエサも使わず竹筒や笹を使った「たかっぱ漁、笹浸し漁」と呼ばれる伝統漁法が行われている。江戸時代からあったとされる「涸沼竿」等も伝承されている。

また、涸沼は昔、霞ヶ浦の北浦とともに東北地方から米や産物を江戸に運ぶ水

運の要路として活用されたが、現代では、水遊び、釣り、ヨット、キャンプ、自然散策など、人々のレクリエーションやツーリズムの場として親しまれている。

周囲23.9kmある湖岸には、涸沼自然公園、筑波山を望む名勝で知られる広浦公園、砂浜のビーチが人気の親沢公園、野鳥観察台のある網掛公園、プール遊びが楽しめるいこいの村涸沼、交流拠点施設である夕日の郷松川や涸沼ヨットハーバーなど、さまざまな施設が整備され、アウトドアスポーツの拠点になっている。

関連自治体

鉾田市役所 ☎0291-33-2111／茨城町役場 ☎029-292-1111／大洗町役場 ☎029-267-5111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

涸沼(ひぬま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 茨城町(①⑤)、茨城県環境管理協会(②)、小菅次男(③)、茨城県(④)、山口孝治(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業的利用を禁止します。

2023.03